

令和2年度

第1回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年4月7日(金)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	野間 保広	○	11	市成 信正	○
2	野田 富好	○	7	北崎 安行	○	12	友延都茂子	○
3	河野 孝也	○	8	川野元憲司	×	13	内田 勝夫	○
4	河野 三男	○	9	和泉やす子	○			
5	河野 利治	○	10	河野 善映	○			

農地利用最適化推進委員

事務局職員

3名 事務局長 佐々木 真治 事務局次長 應利 晋矢
総括主幹 伊藤 康輔

会議に付した事件

- 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第4号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）について
- 議案第5号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局長	<p>(人事異動に伴う事務局紹介・あいさつ)</p> <p>本日の総会につきましては、新型コロナウイルスのさらなる感染拡大予防対策といたしまして、4月1日に大分県から外出の自粛要請があり、昨日解除はされましたけれども、そういったこともありましたことから、すべての推進委員さんについて出席を自粛していただいております。</p> <p>従いまして、現地確認に係る地元推進委員の意見につきましては、あらかじめ事務局が聞き取っておりますので、議案の説明の中で事務局から報告することといたしますが、一緒に現地確認を行っていただいた農業委員につきましても、併せて意見をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>なお、総会中はマスクを着用したままでも結構です。また、感染防止対策の関係で換気のために窓を開けており、若干の寒さがあるかと思いますが、ご辛抱いただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは第1回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数13名中、本日の出席委員12名、欠席委員1名で、過半数を超えております。</p> <p>従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>ただいまから、令和2年度第1回豊後高田市農業委員会総会を開会します。</p> <p>開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p> <p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p>
事務局	<p>はい。異議なしであります。</p> <p>よって議事録署名委員に、1番：佐々木委員及び2番：野田委員にお願いします。</p> <p>なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p> <p>はい。では、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申</p>

請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。1ページ目からになります。

申請番号1番、所在が[]字[]番外[]筆で、地目が田及び畠で、合計面積が 656 m²、渡人が[]の[]、受人が[]の[]です。申請事由は、渡人が経営の廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。なお、受人の[]は農地所有適格法人であり、渡人は地元出身者で、地元の[]に寄付したいということであります。

申請番号2番、所在が[]字[]番地[]で、地目は畠で、面積が 730 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。なお、渡人と受人は兄弟の関係であります。

申請番号3番、所在が[]字[]番、地目は畠で、面積が 916 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号4番、所在が[]字[]番外[]筆で、地目は田及び畠で、面積が 4,756 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営移譲、受人が経営継承で贈与するものであります。なお、受人と渡人は親子関係にあります。

申請番号5番、所在が[]字[]番外[]筆で、地目は田及び畠で、合計面積が 3,627.54 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営移譲、受人が経営継承で贈与するものであります。なお、受人と渡人は親子関係にあります。

申請番号6番、所在が[]字[]番、地目は田で、面積が 679 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号7番、所在が[]字[]番[]で、地目は田、面積が 2,648 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]です。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。なお、受人の[]は農地所有適格法人を有しています。

申請番号8番、所在が[]字[]番、地目は田で、面積が 3,024 m²、渡人が[]の[]、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営の廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 はい。事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを許可することにご異議のある方はございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
	次に、議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。
事務局	<p>はい。農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があつたので意見を求めます。議案書4ページ目になります。</p> <p>申請番号1番、所在は[]字[]番、地目が畠で、面積が747m²、場所は市役所[]庁舎の[]約[]kmに位置する公共投資の対象となつていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分としては第2種農地に該当します。[]を[]に入り約[]kmの場所にあります。周囲は北が[]、東が[]、南を[]に、西を[]及び[]に接しています。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設用地です。</p> <p>転用者は[]で、今回、土地を取得し総面積747m²に太陽光パネル[]枚、施設面積[]m²、総出力[]kwの太陽光発電施設を設置する計画です。盛り土等は行わず、現状の土を整地しますので土砂の流出等の恐れはありません。整地後、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付け、周囲にネットフェンスを設置する計画です。雨水排水については自然浸透のほか、オーバーフローについては南側に設置する自然浸透式の側溝へ放流する予定です。また、日照及び通風をさえぎる建築物ではないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>申請者は現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政手の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政手との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。</p> <p>転用に要する費用は[]円であり、すべて借入金によりまかなう計画で、事業費に見合う金額の借入承認審査の結果表の写しが添付されています。</p> <p>工事期間は、許可日から令和2年7月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。</p> <p>許可基準は、農地法の運用通知の第2の1の(1)のカの(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目</p>

	<p>的を達成することができない場合」に該当します。</p> <p>3月19日に地元の農業委員の市成委員と農地利用最適化推進委員の瀬口委員が事務局と現地確認を行い、瀬口推進委員からは転用について問題はないとの意見を事前にいただいています。</p> <p>申請番号2番、申請地は[]字[]番地[]で、地目は畑で、面積が195m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地、都市計画の用途区分は第1種中高層住居専用地域に該当します。</p> <p>転用目的は駐車場用地であります。</p> <p>申請地は、市役所[]庁舎から[]へ約[]kmに位置する農地で、北と南が[]、東が[]、西が[]に接しています。</p> <p>利用計画についてですが、申請者は申請地の北側に隣接する住宅を取得する予定で、その駐車場として整備する計画であります。</p> <p>盛り土等は行わず、現状のまま砂利を敷く予定でありますので、土砂の流出や崩壊の恐れはありません。また、日照及び通風に影響を及ぼす恐れはなく、雨水については自然浸透にて処理する計画であります。</p> <p>転用者は現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。</p> <p>また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。</p> <p>転用に要する費用は整地費の[]円を見込んでおり、それを満たす金融機関の通帳の写しが添付されています。</p> <p>工事期間は許可後から令和2年6月30日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。</p> <p>許可基準は、農地法の運用通知の第2の1の(1)のエの(i)で、「第3種農地の転用は許可することができる」に該当します。</p> <p>3月23日に地元の農地利用最適化推進委員である近藤推進委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。</p> <p>また、農業委員の河野利治委員も3月31日に現地確認を行っています。</p> <p>以上、農地法5条の審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい。事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないことであり、また、現地を確認していただきました地元の農地利用最適化推進委員の意見も、先ほど事務局から報告がありましたとおり、問題ないとの事であります。</p> <p>ここで、一緒に現地確認をしていただきました農業委員からも意見をいただきたいと思います。</p> <p>最初に、申請番号1番につきまして、11番：市成委員からお願ひします。</p>
11番： 市成委員	<p>先月3月15日に現地確認をしましたところ、特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。</p>

議長	ありがとうございました。次に、申請番号2番につきまして、5番：河野利治委員からお願ひします。
5番： 河野利治委員	はい。先ほど事務局の説明があった通りでございます。第3種農地でありまして、この件の転用に関しては問題ないと思います。以上です。
議長	地元委員の意見では問題ないことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを許可することに、ご異議のある方はございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
	次に、議案第3号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。議案書の20ページです。
事務局	はい。議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。
	それでは、集積表が20ページにありますのでご覧ください。表の下から2行目の小計で、利用権設定等の田の面積が69,855m ² 、畑の面積が2,096m ² の合計面積が71,951m ² で、利用権を設定する農家数37戸、利用権の設定等を受ける農家数18戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積58,975m ² 、使用貸借に係る面積12,976m ² です。
	詳細につきましては 議案書6ページから記載しています。以上、ご審議をよろしくお願ひします。
議長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを認めることにご異議のある方はございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

	<p>た。</p> <p>次に、議案第4号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>はい。議案第4号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。お手元に配布してあります別紙A3用紙の貸付調書についてですが、議案書の15ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものであります。</p> <p>最初に別紙の農用地貸付調書の1ページで借受者 [REDACTED] 氏に1件の面積が1,459 m²、2ページで [REDACTED] 氏に1件の面積1,934 m²、3ページで [REDACTED] 氏に借受期間が10年として合計面積が6,989 m²、4ページで同じく借受者 [REDACTED] 氏に1件で借受期間5年、面積が881 m²、5ページで [REDACTED] 氏に1件の面積625 m²、6ページで [REDACTED] に2件の合計面積が1,252 m²の貸付がしめされております。以上であります。</p>
議長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>無いようですので、これを認めることに、ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第5号、非農地証明願についての審議を行います。</p> <p>事務局から提案します。</p>
事務局	<p>はい。議案第5号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めるべく22ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、所在が [REDACTED] 字 [REDACTED] 番外 [REDACTED] 筆、地目は畠で、合計面積1,987 m²、申請人は [REDACTED] の [REDACTED] さんです。申請の内容は、昭和40年頃から周囲が山林化していったため耕作できなくなり、山林化してしまったということです。今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。地元の農地利用最適化推進委員の板井委員と3月23日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおり山林化</p>

	<p>しており、非農地として認められると考えます。また、板井推進委員からも非農地としても問題ないとの意見をいただいています。</p> <p>申請番号2番、所在が[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]で、地目は畠、面積は676m²で申請人は[REDACTED]の[REDACTED]さんです。申請内容は、昭和47年ごろ国道工事の為に耕作できなくなり、国道で農地が分割された後山林化してしまったということです。今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。地元の農地利用最適化推進委員の瀬々委員と3月23日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおり山林となっており、非農地として認められるものと考えます。また、瀬々推進委員からも非農地としても問題ないとの意見をいただいています。</p> <p>申請番号3番、所在が[REDACTED]字[REDACTED]番外[REDACTED]筆で、地目は田、合計面積は1,163m²で、申請人は[REDACTED]の[REDACTED]さんです。申請内容は、耕作していた父の病気及び死去に伴い、平成10年頃から耕作できなくなり山林化してしまったということです。今回、非農地の証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。地元の農地利用最適化推進委員の進藤委員と3月24日に現地確認を行っており、現在、申請のとおり山林となっており、非農地として認められるものと考えます。</p> <p>また、進藤推進委員からも非農地としても問題ないとの意見をいただいています。以上、ご審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい。事務局の調査によれば、申請内容に問題はないということであり、また、現地を確認していただきました地元の農地利用最適化推進委員の意見も、先ほど事務局から報告がありましたとおり、問題ないとの事ありました。</p> <p>これにご意見、ご質問のある方はございませんか。</p>
	(ありませんの声)
議長	<p>無いようですので、これを認めることに、ご異議のある方はございませんか。</p>
	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>はい。それでは、報告事項（1）農地法第18条第6項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。24ページからに</p>

なります。

届出番号1番、[]字 []番 []外 []筆で、地目が田、合計面積は8,005 m²で、貸人が[]の[]氏、借人が[]で、解約事由は借人の都合であります。

届出番号2番、[]字 []番 []外 []筆で、地目が田、合計面積は1,325 m²で、貸人が大分県農業公社、借人が[]で、解約事由は借人の都合であります。

届出番号3番、[]字 []番 []外 []筆で、地目が田、合計面積は2,085 m²で、貸人が大分県農業農村振興公社、借人が[]の[]氏で、解約事由は借人の都合であります。

なお、2番と3番については、今年度中に[]の[]氏が耕作する予定です。以上です。

議長 この件につきまして、ご質問等はございませんか。

(ありませんの声)

議長 ないようですので、次に、報告事項（2）農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。

事務局 はい。報告事項（2）農地所有適格法人定期報告について、農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。26ページになります。

報告のありました農地所有適格法人は、株式会社[]、有限会社[]であります。

内容等につきましては、議案書と一緒に配布しております別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。以上です。

議長 この件につきまして、ご質問等はございませんか。

(ありませんの声)

議長 ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。

これをもちまして、令和2年度豊後高田市農業委員会第1回総会を閉会します。お疲れ様でした。

午前10時32分
令和2年4月7日